

国内手配旅行・旅行相談 取引条件書

株式会社美唄自動車学校
美自校ツアーズ

お申し込みの際は旅行条件書を十分お読みください。

この旅行は手配旅行です。参加されるお客様は当社と手配契約を締結することとなり、当社「旅行業約款（手配旅行の部）」及び下記条件によりお引き受けいたします。

● お申し込みについて

- ・当社所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の20%相当額以上のお申込金をお預かりします。なお、お申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
- ・電話等の通信手段による、手配旅行のお申込を受け付けいたします。但し運輸・宿泊等の機関によりお申込をお引き受けできない場合がありますので予めご了承ください。
- ・手配旅行契約は、当社が契約を承諾し申込金を受理した時に成立するものとします。但し宿泊券、乗車券類などの単品手配については、口頭によるお申込をお引き受けすることがございます。この場合の旅行契約は、当社が契約の承諾をした時に成立いたします。

● 旅行業務取扱料金

- ・ご旅行の予約手配、クーポン券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

	お申込み内容	料 金
取 扱 料 金	運送・宿泊等の 複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の5.25% (但し上限10,500円)
	宿泊手配のみの場合 (ノークーポンの場合を含む)	1手配につき525円(但し同一施設に連泊の場合は1件とします)
	JR・航空以外の運輸機関 (私鉄・バス・フェリー等)を 単独で手配する場合	1手配につき525円
変更手続料金	宿泊・運送機関等の予約変更	それぞれ1件につき500円
取消手続料金	宿泊・運送機関等の予約 取消・払戻	それぞれ1件につき500円
企 画 料 金	企画手配旅行の場合	旅行費用総額の10.5%以内
添乗サービス料金(宿泊・交通費等の旅行実費を除く)		添乗員1人1日あたり21,000円
通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に 現地手配・取消・変更等のため 通信連絡を行った場合	実費とは別に1件につき525円
相 談 料 金 (旅行相談契約)	旅行計画作成のための相談	基本料金(60分まで1,050円) 以後30分ごとに525円
	旅行日程表の作成	1件に付2,100円
	旅行費用見積書の作成	1件に付2,100円
	旅行地及び運送・宿泊機関等 に関する情報提供	資料(A4)1枚に付525円

- ・お客様のお申し出により旅行を中止される場合、旅行業務取扱料金を申し受けます。

- ・お客様の都合により変更または取消のお申出があったときは、宿泊・運輸機関の定める取消料のほか上記旅行業務料金に加えて取消・変更に係る取扱料金を申し受けます。但しJR券、航空券を取消・払戻する場合、変更・取消に係る旅行業務取扱料金はいただきませんが、各運送機関が定める取消料・払戻手数料を申し受けます。

- ・変更・取消のお申し出は、当社の営業時間内にご連絡をいただき、当社がお引き受けした場合に有効といたします(当社の営業時間外にFAX、電子メールなどでご連絡いただいた場合は、翌営業日の営業開始時間にお申し出があったものといたします)。

● ご旅行代金

- ・ご旅行代金は旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- ・当社は契約の締結がされた後であっても、運輸・宿泊機関等の運賃・料金が改定された場合においては、当該旅行代金を変更することがあります。

● 宿泊機関の取消料

- ・予約を取消された場合、または使用されなかった場合は発行支店で宿泊日を基準に、また連泊の場合は第1泊目の宿泊料を対象として次の率による取消料をいただき残額を払戻いたします。なお使用されなかった宿泊券等の払戻は、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出下さい。
- ・取消料の算定は消費税、入湯税等諸税を控除した額を対象とします。

標準的な取消料は次の通りです。

(宿泊施設により取消料が変わる場合がございますので係員にお尋ねください)

取消日 予約 人員	取消料率								
	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前 ～ 14日前
1～14名	50%	20%			無料				
15～30名	50%	20%				無料			
31名以上	70%	50%	20%					10%	

- ・不泊、チェックイン時以降の取消は100%の取消料がかかる場合がございます。
- ・一部人員の変更(減員)については係員にお尋ねください。
- ・宿泊以外の場合、別途パンフレット上に取消料などを記載します。またその他の施設、運行会社等についてはそれぞれの指定約款により取消料を申し受けます。

● 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行に当って、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し損害の発生の翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたとき

はこの限りではありません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 2. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 3. 運送、宿泊機関等のサービス提出の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 4. 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 5. 自由行動中の事故
 6. 食中毒
 7. 盗難
 8. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。
- (4) 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。従って満員等の事由により運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。
- (5) お客様の故意又は過失により当社が損害を被った時は、当社はお客様にその損害を賠償していただきます。

● 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。

- (1) 通信契約についても当社「旅行業約款手配旅行契約の部」に準拠いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受諾した時に成立するものと

します。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
- (6) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7) 携帯情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8) 会員の通信機器に前項7に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

● 個人情報の取扱について

- ・ご旅行をお申し込みいただいた旅行会社(以下「旅行取扱会社」)は、旅行申し込みの際にご提出いただいたお申込書記載の個人情報について、お客様との連絡に利用させていただくほか、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービス受領のための手続に必要な範囲で利用させていただきます。
- ・旅行取扱会社は、自社、グループ会社及び各社が提携する企業が取扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- ・なお旅行の申込みはお客様が上記取扱についてご同意されたものとみなします。

● その他

- ・その他の事項につきましては、国土交通大臣認可の当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。
- ・手配旅行契約を結ぶ際には各お申し込みの旅行会社の約款並びに旅行業取扱料金が適用になります。また施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。
- ・旅行業約款および個人情報の取扱は当社ホームページからご覧になれます。

株式会社美唄自動車学校 美自校ツアーズHP

<http://www.bijiko.co.jp/tours/>

- 記載の宿泊料金並びに各種料金は、2009年04月01日現在の料金を基準としています。